第 43 回駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施大綱

1　目的

放置自転車は、歩行者や緊急車両の通行を阻害するとともに、街の美観を損ねるなど社会問題となっている。これまで、区市町村や関係機関等の地道な努力により放置自転車の状況は改善しているものの、都内では依然として約1.4万台の自転車等（うち、自転車は約1.3万台）が駅周辺に放置されている。

このため、東京都では「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車通勤する従業者の駐輪場所の確保・確認や顧客に対する駐輪場利用の啓発等を事業者の責務と規定するなど、社会全体による放置自転車対策を推進しているところである。

さらに、東京都自転車安全利用推進計画において、令和８年度から令和 12 年度までの５か年で駅前放置自転車の台数を 1.2 万台以下にすることを目標に掲げており、引き続き目標達成が求められている。

こうした中、放置自転車問題を広く都民に訴えるため、関係機関等が相互に協力して、駅前放置自転車クリーンキャンペーン（以下「キャンペーン」という。）を実施する。

2　実施内容

⑴　別紙１のとおりとする。地域別、機関等別の具体的な実施内容は、各機関・団体が作成する「実施計画」で定める。

⑵　活動の重点は次のとおりとする。

広報活動及び駅前放置自転車の撤去等

⑶　統一標語は次のとおりとする。

「自転車の　代わりに置こう　思いやり」

3　実施時期

令和８年10月22日（木曜日）から同月31日（土曜日）までの10日間とする。また、キャンペーンの事前周知活動もあわせて実施する。

4　実施・参加機関等

⑴　実施・参加機関等は次のとおりとする。

主　　催：東京都・区市町村

構成団体：国土交通省（東京・相武国道事務所）、警視庁、東京消防庁、東日本旅客鉄道（株）、（一社）日本民営鉄道協会（関東鉄道協会）、（一社）東京バス協会、（一社）東京ハイヤー・タクシー協会、東京商工会議所、東京都商工会連合会、東京都商店街振興組合連合会、（一財）自転車産業振興協会、東京都自転車商協同組合、（一社）全国銀行協会、関東百貨店協会、（一財）日本自転車普及協会、（一社）日本二輪車普及安全協会、（一財）東京都交通安全協会、東京都公立高等学校長協会、（一財）東京都私立中学高等学校協会、東京都町会連合会、（一社）東京宝くじ協会、（公財）自転車駐車場整備センター、（一社）東京母の会連合会、（公社）東京都専修学校各種学校協会、（公財）東京しごと財団（東京都シルバー人材センター連合）、（公社）東京都老人クラブ連合会、東京都障害者団体連絡協議会（東京都肢体不自由児者父母の会、東京都盲人福祉協会）、東京消費者団体連絡センター　※順不同

協力団体：（一社）東京都個人タクシー協会、日本チェーンストア協会、（一社）自転車協会、
（公財）東京都道路整備保全公社、（一社）自転車駐車場工業会　※順不同

⑵　各実施・参加機関等の役割は別紙２のとおりとする。

５　実施計画の策定

⑴　実施機関等は、この大綱及び別に定める駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施計画策定要領に基づき、それぞれ実施計画を策定し、駅前放置自転車クリーンキャンペーン幹事会において報告する。

⑵　区市町村実施計画に関する事項は以下のとおりとする。

ア　区市町村実施計画の中に、区市町村以外の機関・団体の実施又は協力すべき事項を採り入れる場合には、関係機関相互の連携を高めるため、区市町村が中心となって、「○○区（市町村）駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会」等の連絡、調整機関を設けるよう努めるものとする。

イ　区市町村以外の機関・団体等は、区市町村実施計画について協力の要請があったときは、可能な限り応じるものとする。

⑶　駅前放置自転車台数を1.2万台以下にする目標の達成に効果的な実施計画を検討する。

６　首都圏駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施

首都圏駅前放置自転車対策協議会加盟の隣接３県（埼玉県・千葉県・神奈川県）及び５政令指定都市（横浜市、川崎市、相模原市、千葉市、さいたま市）は密接に連携し、クリーンキャンペーンを統一実施する。

資料５

駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施内容

１　広報活動

⑴　印刷物

ア　ポスターの掲示

各駅構内、電車・バスの車内、その他公共的施設等に掲示する。

イ　リーフレットの配布

各駅周辺や各参加機関・団体の窓口等において配布する。

ウ　広報紙等への掲載

各参加機関・団体で発行している広報紙・機関紙やホームページ等にキャンペーンの内容を掲載する。

⑵　各種ＳＮＳ等を活用したＰＲ活動

アニメーション広報動画を作成し、YouTubeやX、Instagramといった各種ＳＮＳや街頭ビジョンで放映し、駅前放置自転車についての発信を行う。

ア　報道関係への情報提供（プレス）

（ア）　キャンペーンの実施について各報道機関へ情報提供する。

（イ）　放置自転車の実態、キャンペーンの実施の模様等について広く都民に周知するよう働きかける。

⑶　その他

ア　広報用品の配布

イ　その他

地域や参加団体の実情に対応した広報活動を行う。「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の趣旨を踏まえ、事業者等への広報活動を行う。

例：広報車、パレード、横断幕の掲出、町内掲示板へのポスター掲示、リーフレットの配布、駅構内・車内放送による広報、駅頭指導・呼びかけなど

２　放置自転車等の撤去、保管、返還、処分

撤去の対象駅、実施期日、撤去の方法、必要人員、必要機材、参加団体の範囲及び役割分担、撤去自転車等の保管場所、返還方法、処分方法等の具体的内容については、区市町村ごとに「実施計画」で定める。なお、計画の立案についての要領は別に定める。

３　その他

放置自転車対策功労団体・功労者への知事感謝状贈呈

区市町村からの推薦に基づき、地域の放置自転車対策事業に積極的に協力及び貢献している方々に対して、知事名による感謝状を贈呈する。

資料５

実施・参加機関等の役割

